

さいたま市条例第92号

さいたま市都市農業の振興に関する条例

目次

第1章 総則（第1条―第7条）

第2章 都市農業の振興に関する基本的施策等（第8条―第16条）

第3章 都市農業基本指針等（第17条・第18条）

第4章 さいたま市都市農業審議会（第19条）

第5章 補則（第20条・第21条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、都市農業の振興に関する基本理念を定め、並びに市の責務並びに農業者、農業関係団体、事業者及び市民の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項等を定めることにより、都市農業の持続的な発展に関する施策の総合的かつ計画的な推進、農産物等の安定的供給及び都市農業の多面的機能の発揮を促進し、もって健康で文化的な市民生活の実現に寄与するとともに、緑豊かなまちづくりを推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 都市農業 大消費地に位置するという利点を生かしつつ、市民に新鮮で安全かつ良質な農産物等を供給し、及び農業の有する多面的機能を備えた市の全域で営まれる農業をいう。
- (2) 農業者 市内において農産物等を生産する個人又は法人その他の団体（委託を受けて農作業を行う組織を含む。）をいう。
- (3) 農業関係団体 市内にある農業協同組合、土地改良区その他の農業に関する団体をいう。
- (4) 事業者 市内において、市内で生産された農産物等を原料又は材料とする製品の製造、加工、貯蔵、運搬又は販売をする事業を営む個人又は法人その他の団体

をいう。

- (5) 農産物等 米、麦類、豆類、いも類、野菜、果実並びに花き及び牛、豚、鶏等の肉、乳その他の食用に供される生産物をいい、これらを原料又は材料として製造し、又は加工したものを含むものとする。
- (6) 多面的機能 良好な景観を形成する機能、農作業の体験等により農業に対する理解と親しみを深める機能、環境を保全する機能、自然災害等に備えた防災機能及び農業者と消費者である市民との交流の場としての機能をいう。
- (7) 農 農産物等の供給の機能及び多面的機能の双方の機能を有することにより、農業から生み出される価値の総体をいう。
- (8) 地産地消 市内で生産された農産物等を市内で消費することをいう。
- (9) 市民農園等 農作業の体験その他農業に対する理解と親しみを深める活動のための施設をいう。
- (10) 農業資源 農地、農業用水、主に農業の用に供される道路その他の農業を営む上で必要となる生産基盤をいう。

(基本理念)

第3条 都市農業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 市内で生産された安全かつ良質な農産物等の供給、都市農業の有する多面的機能の発揮及びその恵みを身近に享受することができるための農業の自然循環機能（農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。）の維持増進により、農と都市の共存が図られるものとする。
- (2) 農業者により、地域の特性に応じて生産された農産物等が安定的に供給され、及び地産地消、市民農園等の活用により農業の活性化を図るとともに、市民と農業者との交流等を通じ、市民の農に対する理解と関心を深め、都市農業の持続的な発展が可能なまちづくりを実現すること。
- (3) 農業上の利用を確保すべき優良な農地の保全と有効利用、遊休農地の解消等を通じて、良好な景観の形成と農地の荒廃防止を図り、地域の環境と調和のとれた農業を推進するとともに、多様な主体が農業の担い手として誇りを持って農業を

営むことができる環境の整備に努めること。

- (4) 農業資源の保全と活用により、農業の生産性の向上及び農業構造の改善を通じた農業の持続的な発展を図ること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、都市農業の振興に関する施策を策定し、及び実施する。

- 2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、市民の理解と関心が増進されるよう努めるとともに、国、県、農業者、農業関係団体及び事業者と適切に連携しつつ、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(農業者及び農業関係団体の役割)

第5条 農業者及び農業関係団体は、消費者の立場に立ち、安全かつ良質な農産物等を誠実に供給する責任を自覚するとともに、農業と自然環境との共生に取り組み、その生産する農産物等について積極的に情報を提供し、農産物等の安定的供給を図る等、市の実施する都市農業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、市内で生産された安全かつ良質な農産物等を積極的に消費者に供給する等、その事業活動において市内で生産された農産物等を利用することにより、市の実施する都市農業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第7条 市民は、市内で生産された農産物等の消費の増進に努めるとともに、農作業の体験、農業者との交流等を通じて、市の実施する都市農業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 市民は、都市農業の多面的機能の重要性に関する理解と関心を増進し、次代の社会を担う世代に継承するよう努めるものとする。

第2章 都市農業の振興に関する基本的施策等

(安全かつ良質な農産物等の生産及び供給等)

第8条 市は、農業者及び農業関係団体が、環境負荷を低減する適正な肥料、農薬等を使用し、環境と調和のとれた持続性の高い農業生産活動が継続的に行われるために必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、事業者が行う食品の表示の適正化及び農産物等の製造、加工、販売又は食品としての提供の過程における衛生管理及び品質管理の高度化を促進し、安全かつ良質な農産物等の供給が行われるために必要な措置を講じなければならない。

(地産地消の推進及び市民の農業に対する理解の促進)

第9条 市は、市民が市内で生産された新鮮で安全かつ良質な農産物等を安定的に購入できるよう、農業資源の整備による生産及び流通の円滑化を図るとともに、直売所（農産物等をその生産者が直接消費者に販売するため、農業者その他の多様な主体によって開設される施設をいう。以下同じ。）等での販売、学校給食における利用等を促進し、地産地消による農業の活性化を図ることにより、市内で営まれる農業及び市内で生産された農産物等に対する市民の理解と親しみを深めるために必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、市民が農産物等を育て、及び収穫することにより、農や食の大切さを身近に感じることでできる市民農園等及び多様な場所や形態で行う農産物等の販売の拠点となる直売所等の整備を促進するよう努めるものとする。

(農業の担い手の育成及び確保)

第10条 市は、農業者の経営管理能力の向上、農業の技術の普及指導、農業者の組織化又は法人化の促進、農業経営に意欲のある新たな就農者等多様な担い手の確保及び支援その他効率的かつ安定的な農業経営を担う農業者の育成及び確保を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(農業者又は農業関係団体に対する支援)

第11条 市は、農業者又は農業関係団体による農業の生産性の向上、効率的かつ安定的な農業経営及び市内で生産された安全かつ良質な農産物等の供給に関する事業に対し、当該事業が都市農業の振興に資するものであり、かつ、その事業計画又は利用見込みについて適切な内容のものであると認めるときは、必要な支援を行うものとする。

(優良な農地の保全と有効利用)

第12条 市は、農地の確保と適正な利用及び農業の生産性の向上を図るため、地域の特性に応じた優良な農地の保全と有効利用のために必要な措置を講ずるものとする。

(農業資源の保全と活用による農業経営の質的向上)

第13条 市は、農業者の農業経営の効率化及び安定化による質的向上を図るため、農業資源の整備について必要な措置を講ずるものとする。

(遊休農地の解消及び活用等)

第14条 市は、遊休農地の解消及び活用を図るため、農業者、農業関係団体、企業、非営利活動を行う団体等の多様な主体による農業参入の支援及び市民農園等による農地の有効かつ持続的な利用の支援に努めるものとする。

(農地の有効利用の促進)

第15条 市は、効率的かつ安定的な農業経営を計画的に進めようとする農業者に対する農地の利用の集積を図るなど、農地の有効利用のための権利移動の円滑化を促進するよう努めるものとする。

2 市は、農地の有効利用を促進するため、農業者、農業関係団体その他の関係者と連携し、十分な情報の共有に努めるものとする。

(地域農業の確立)

第16条 市は、農業者、農業関係団体及び地域の住民が一体となって都市農業の振興に関する施策に協力し、地域の特性に応じた都市農業を確立するための必要な支援に努めなければならない。

第3章 都市農業基本指針等

(都市農業基本指針の策定)

第17条 市長は、前章に規定する都市農業の振興に関する基本的施策等を総合的かつ計画的に推進し、又は実行するための基本的な指針（以下「都市農業基本指針」という。）を策定しなければならない。

2 都市農業基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 市内で生産される農産物等の安全性の向上及び良質な農産物等の供給のための指針となるべき事項
- (2) 直売所や学校給食における利用による地産地消の推進及び市民農園等（当該施設の業務に必要な施設等を含む。）の機能の向上等による市民の農業に対する理解と親しみを深めるための基盤及び機能の整備について指針となるべき事項
- (3) 多様な主体による農業参入及び意欲のある農業者による農業経営の育成・確保

並びに農業経営の多角化及び高度化の促進のための指針となるべき事項

(4) 農業資源の保全と活用及び生産性の向上のための指針となるべき事項

(5) 市内で生産された農産物等の加工、貯蔵、販売等のための施設その他地域の都市農業の振興に資する施設整備について指針となるべき事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、都市農業の振興に資する機能が発揮され、又はその効果が期待される重要な施策等の指針となるべき事項

3 都市農業基本指針は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項に規定する農業振興地域整備計画その他法律の規定による市の農業の振興に関する計画との調和が保たれるものでなければならない。

4 都市農業基本指針は、市の基本構想（長期的な展望に立って本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図ることを目的として策定される市の将来の都市像及びこれを実現するために必要な施策の大綱をいう。）に即するとともに、市の都市計画に関する基本的な方針に適合したものでなければならない。

5 市長は、新たな措置を講ずる必要があると認めるとき、又は市の都市農業を取り巻く諸情勢の変化により必要が生じたときは、都市農業基本指針を変更することができる。

6 市長は、都市農業基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、第19条に規定するさいたま市都市農業審議会の意見を聴かななければならない。

7 市長は、都市農業基本指針を策定し、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

（推進体制の整備等）

第18条 市は、都市農業の振興に関する施策の推進に必要な体制を整備し、行政運営の効率化及び透明性の向上に努めるものとする。

第4章 さいたま市都市農業審議会

（都市農業審議会の設置）

第19条 市長の諮問に応じ、都市農業基本指針に関する重要事項について調査審議するため、さいたま市都市農業審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、第17条第6項に規定する意見を述べるほか、市長の諮問に応じ、市の都市農業の振興に関する重要事項について調査審議する。

- 3 審議会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 農業者の代表者
 - (3) 農業関係団体の代表者
 - (4) 事業者の代表者
 - (5) 公募による市民
 - (6) 市職員
- 4 前項の委員のほか、特別の事項を調査審議するため必要があると認めるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 5 臨時委員は、調査審議事項について、その都度必要があると認められる者のうちから市長が委嘱する。
- 6 委員の任期は、3年とする。
- 7 臨時委員の任期は、当該調査審議事項に関する調査審議が終了したときまでとする。
- 8 委員が欠けた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 9 審議会の庶務は、経済局において処理する。

第5章 補則

(財政上の措置)

第20条 市は、都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。